

福井県土木部土木工事における設計変更審査会実施要領

(目 的)

第1条 設計変更審査会（以下、「審査会」という。）は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上および迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議および設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する。

(対象工事)

第2条 審査会の対象工事は次の各号のいずれかにあてはまる土木工事とし、必要に応じて開催する。

- (1) 受発注者の担当者の協議が整わない場合
- (2) 三者会議の対象工事で、施工方法や仮設工法が大幅に変更となる可能性がある場合
- (3) 第三者に影響を及ぼす可能性があるため、緊急に対応する必要がある場合

(構 成)

第3条 審査会は、次の各号を標準として開催する。

ただし、委員長の指名により、委員が委員長の代理となることができる。また、審査会において必要と認められた場合は、委員以外の者（主管課）の意見を求めることができる。また、審査会事務局は、当該工事発注事務所等に設置するものとし、審査会の開催、運営に関する事務を行う。

- (1) 発注者【委員長】：技術次長
【委 員】：担当課長、担当グループリーダー、当該工事担当主任監督員等
- (2) 受注者 ：現場代理人、監理技術者等

(審査内容)

第4条 審査内容については次の各号のとおりとする。

- (1) 審査会は、設計変更の妥当性（可・否）の審議および設計変更手続きに伴う工事中止等の判断について審査を行う。
- (2) 審査会で必要な技術資料については、各者で作成する。また、審査に関わる説明は、審査会を発議した者が行う。
- (3) 審査内容について、現地条件の確認が必要な場合は、適宜、現場にて審査会を実施する。

(開催時期)

第5条 開催時期については次の各号のとおりとする。

- (1) 審査会は、設計変更の妥当性および設計変更手続きに伴う工事中止等の判断を行うにあたり審査会を構成する「発注者」、「受注者」のいずれかの発議により適時開催する。
- (2) 審査会は受注者より開催の発議があった場合等に速やかに開催する。
- (3) 受注者が審査会の開催を発議する場合、「主任監督員」もしくは「監督員」に文書で要請（協議）する。

(報 告)

第6条 審査会の結果は、会議の場で議事録を作成、サインし、受発注者双方が議事録を保持する。

また、審査会の議事録等、結果については事務所に報告し、設計変更の採否の決定を仰ぐこととし、発注者は速やかに設計変更の採否を受注者に通知する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日より施行する。